

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2025年12月17日)

- 注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したもので、今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。
- 注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。
- 注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。
- 注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認下さい。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)
- 注5) 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。(https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html)

調達管理番号	25a00261000000	調達件名	ミャンマー国投資環境及び経済政策に関する調査（国内業務）		
公示日（予定）	2026年1月14日	担当部課	緒方貞子平和開発研究所緒方貞子平和開発研究所直下	業務種別	業務実施契約（単独型）－調査・研究業務
履行期間（予定）	2026年3月10日 ~ 2026年4月9日	選定方法	企画競争		
業務内容	【背景・目的】ミャンマーにおける投資環境及び経済政策のギャップ、具体的には既存の政策と国際的なベストプラクティスとの不一致、主要経済セクターにおける政策目標と実際の成果とのミスマッチを明らかにする。 【活動内容】ミャンマーでの経済活動実績のある国内企業および投資家を対象としたインタビュー調査を行い、過去と現在の両方においてミャンマー政府の政策、あるいは必要な制度や市場の不在などの欠陥から生じる課題に関する一次データを収集する。	留意事項	【業務担当分野】インタビュー調査およびデータ収集 【人月合計】1人月 【現地派遣期間および渡航回数】現地派遣予定なし 【関連報告書公開情報】特になし 【紛争影響地域の特例】特になし 【厳格な情報管理の要否】特になし 【安全管理に係る業務上の制約等】特になし 【その他留意事項】プレ公示の内容は若干の変更の可能性があります。		

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2025年12月17日)

- 注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したもので、今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。
- 注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。
- 注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。
- 注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認下さい。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)
- 注5) 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。(https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html)

調達管理番号	25a00860000000	調達件名	ブラジル国セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト（評価分析）			
公示日（予定）	2026年1月14日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第一グループ	業務種別	業務実施契約（単独型）一調査団参団	
履行期間（予定）	2026年2月18日 ~ 2026年4月17日	選定方法	企画競争			
業務内容	<p>【背景】 本事業はブラジル農牧研究公社セラード研究所を対象にセラード地域における衛星を活用した劣化牧野マップ、土壤健康評価指標、気候予測に基づく農業リスク等の基盤データ強化及びデータプラットフォーム整備支援並びに日伯間の研究協力や官民連携を通じ気候変動リスクに対応する改良技術の開発や社会実装を図り、もって劣化牧野回復及び持続的な農地転換に資するものである。</p> <p>【目的】 本詳細計画策定調査では、ブラジル国政府より要請された「セラード地域における劣化牧野回復及び持続的な農地転換プロジェクト」について、先方実施機関との協議を通じてプロジェクトの協力の枠組みを策定し、事前評価を行うとともに、プロジェクトの内容を確認・協議し、ブラジル関係者との間で協議議事録（M/M）にて合意することを目的とする。</p> <p>【業務内容】 本業務従事者は、技術協力事業の趣旨・目的・制度及び手続き等を十分に把握の上、日本側研究者や調査団員として派遣されるJICA職員等と協力・協議・調整しつつ、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理、分析し事前評価を行う。また、本業務従事者は、担当分野に係る調査事項を取りまとめ報告書（案）を作成する。</p>			留意事項	<p>【業務担当分野】 評価分析 【人月合計】 1.10人月 【現地派遣期間】 2026年2月18日～3月8日（渡航回数1回）を予定。 【その他留意事項】 プレ公示の内容は若干の変更の可能性がある。</p>	

コンサルタント等契約(業務実施単独型)(2025年12月17日)

注1) これらの案件は、予定段階のものであり、あくまでも現時点での案件概要を示したもので、今後、情勢等の変化により、案件の中止を含め、内容・実施時期等を変更する可能性があります。
あらかじめご承知おきください。

注2) プレ公示段階での質問回答実施は業務実施契約のみとなります。単独型は対象外としておりますのでご留意ください。
また、質問回答以外のお問い合わせについては、公平性を期するため受付しておりませんことご了承願います。

注3) 公示日(予定)の上欄に「★」がある案件は、記載の公示日(予定)にむけ、調達準備手続きを開始した案件を指します。

注4) コンサルタント等契約の直近の制度変更についてはJICAウェブサイト「調達情報>お知らせ」を適宜ご確認下さい。(https://www.jica.go.jp/announce/information/index.html)

注5) 2022年11月2日以降の公示、2022年12月中旬以降の新規契約締結分につき、原則、契約書への電子署名を導入します。(https://www.jica.go.jp/announce/information/20221021_01.html)

調達管理番号	25a00816000000	調達件名	ASEAN共同体／東南アジアASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト (水産物輸入時の食品安全検査ガイドライン作成)		
公示日(予定)	2026年1月28日	担当部課	経済開発部農業・農村開発第一グループ	業務種別	業務実施契約(単独型)－専門家業務
履行期間(予定)	2026年3月16日～2027年2月5日	選定方法	企画競争		
業務内容	<p>【背景】域内の持続的かつ強靭な農業開発と食料システムの実現を目指し、JICAとASEANはFVC振興に向けた体制・環境づくりの促進を目標に掲げた「ASEAN-JICA フードバリューチェーン開発支援プロジェクト (AJFVC)」を実施中である。本プロジェクトでは生産工程管理の推進、衛生植物検査措置の強化、水産物生産工程管理 (Good Aquaculture Practices: GAqP) の促進と検査メカニズム、官民連携を柱としている。このうち水産分野に関してはASEAN漁業協力戦略行動計画 (2021-2025) で「水産物の検査メカニズムに関するASEANガイドラインの策定」が活動項目に挙げられておりJICAへの協力が求められた。</p> <p>【目的】ASEAN加盟国が合意したコンセプトノートに沿った水産物の輸入時における食品安全検査のガイドライン案が作成される。(※検疫は対象外)</p> <p>【活動内容】AJFVCの長期専門家(チーフアドバイザー、業務調整専門家)と協力して、以下に挙げる主要活動の実施を通じ、ASEANに提出するガイドライン案を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ASEAN事務局、AJFVC長期専門家チームと協議し活動計画を作成する。 (2) ASEAN加盟国のカウンターパート(C/P)を対象としたインセプション会議を開催し業務の実施方針・計画を説明する。 (3) 加盟各国における養殖魚および水産加工品の輸入時食品安全検査(関連規則および規制を含む)の実態把握を目的に、アンケート調査を設計・実施する。 (4) アンケート調査の結果紹介、先進国の事例紹介、ガイドラインの構成案の決定等を目的としたワークショップを開催する。 (5) ガイドライン案の初稿を作成し各国C/P、ASEAN事務局、長期専門家のフィードバックを取り付ける。 (6) フィードバックを踏まえてガイドライン案を改定する。 (7) ガイドライン案の最終稿を作成するためのワークショップを開催する。 (8) ワークショップの結果を反映したガイドライン案の最終稿を作成しASEANに提出する。 	留意事項	<p>【業務従事者の専門分野】水産物輸入時の食品安全検査のガイドライン作成業務 (検査に用いる分析手法ではなく、輸入申請から市場へのリリースに至るまでの手続き、使用する様式、検査項目の特定、等、行政にかかる知見を重視します)</p> <p>【人月合計】5.50人月</p> <p>【現地派遣期間】2026年2月上旬～2026年11月上旬(渡航回数3回)を予定</p> <p>【現地渡航回数】3回(渡航先はプロジェクトオフィスのあるインドネシアであるが、渡航期間中に、インドネシアを拠点にタイ、シンガポールを含む加盟国3か国程度へ渡航する可能性がある)</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的にASEAN Sectoral Working Group on FisheriesのフォーカルポイントをASEAN加盟国のC/Pとなります。 ・東南アジア以外の地域(日本をはじめとした先進国を含む)での食品安全検査手続きに関する知見があると。 ・AJFVCでは関連する活動として生物毒と有機汚染物質の検査手法に関する研修を地域国際機関であるSEAFDECのMarine Fisheries Research Department (MFRD)の協力を得て実施します。 ・必要に応じて小規模な専門委員会を設置する可能性があります。 ・プレ公示の内容は若干の変更の可能性がある。 		